

提言「PFIの拡大に向け抜本的な改革を求める」概要

2007年12月18日
(社)日本経済団体連合会

PFIを取り巻く社会的な課題

1. 国・地方を通じた財政構造改革が急務
2. 小さくて効率的な自治体の確立が必要
3. 一方で、地域活性化との両立も重要
4. ニーズの多様化を踏まえた公共サービスの質的維持・向上

わが国のPFIの現状と課題

1. 1999年のPFI法施行以来、わが国のPFI案件数は約290件(約2兆4,500億円)
2. 当初は施設整備型事業が中心、最近は超長期の運営重視型事業(病院・刑務所等)も出現
3. PFIが公共事業費に占める割合は3%。少なくとも10%程度を目標に拡大を目指す
4. 民間事業者の取組み意欲が低下していることから、現状を放置すればPFIは先細りとなる恐れ

PFIを利用者、発注者、事業者にとって魅力あるスキームにすることが必要

参考にすべき英国の取組み

- ①財務省が強力なリーダーシップを発揮し事業推進環境を整備
- ②入札制度に競争的対話方式を導入

PFIの拡大に向けた改革の方向性(事業者の持つ最新・最高の技術やノウハウが最大限発揮されるスキームの形成)

I. PFIの効率的かつ円滑な推進に向けた法制度・ガイドライン(運用指針)の改善

1. 入札

- (1) 多段階選抜・競争的対話方式の本格的導入(法改正、ガイドラインの改定)
 - ・PFI法、会計法、地方自治法への明確な位置づけの検討
 - ・手続きの流れや対話の位置づけをガイドラインに明示
- (2) 予定価格の柔軟な運用(ガイドラインの改定)
 - ・上限拘束性のない参考価格の提示
 - ・予定価格の算定根拠の明示
- (3) 要求水準の明確化・定量化(ガイドラインの改定)
 - ・客観的・具体的にサービス要求レベルを説明
- (4) 失格要件の緩和と明確化(関係省庁申し合わせ)
 - ・事業遂行能力や実績等に問題がない場合には失格としない方向
 - ・入札資格の失格要件を統一

2. 選定

- (1) 選定手続きの透明性の確保・向上(ガイドラインの改定)
 - ・審査基準を入札前に明確化
 - ・審査過程や非選定理由の公開

3. 契約

- (1) 発注者・事業者間の適正なリスク分担(ガイドラインの改定)
 - ・最適かつ公平なリスク管理
 - ・具体的かつ詳細なリスク分担事例の契約への盛り込み
- (2) 契約書案の柔軟な変更(ガイドラインの改定)
 - ・契約書案の変更を可能に(落札企業に不当に有利にならない範囲内)

4. 運営

- (1) 債務負担行為の柔軟な変更(ガイドラインの改定)
 - ・合理的な理由に基づき費用の増額が柔軟に行われるよう発注者が迅速な措置
- (2) 運営開始後の契約の柔軟な見直し(ガイドラインの改定)
 - ・運営開始後の状況変化に対応した契約内容の柔軟な見直し

II. PFIの拡大に向けた対応

- (1) PFIの案件形成・運営に対する支援体制の整備
 - ・経験の浅い発注者を総合的に支援する体制の整備(入札から運営まで一連のプロセスにおける実務支援など)
- (2) 中立的な裁定機関の設置
 - ・発注者と事業者との意見の相違を迅速に調整するための仕組みの構築
- (3) 新たな分野へのPFI導入の検討
 - ・新たな分野(防災など)への導入を検討
 - ・地球温暖化防止の観点から、PFI導入時に温室効果ガス排出削減の検討を行うよう啓発